

FAI 技能記章規程

制定 2003 年 3 月 11 日 理事会

改正 2003 年 4 月 12 日 理事会

改定 2015 年 2 月 2 日 理事会

制定の趣旨

この規程は、国際航空連盟（以下、FAI という）スポーツ規程のハンググライダー編（第 7 編）に定めてある国際技能記章を獲得しようとする者に、FAI の正会員である一般財団法人日本航空協会（以下、JAA という）の承認を受けて、日本における統括代表団体である公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下、JHF という）が必要な諸制度と諸手続きを定めたものである。

この記章は各パイロットが達成できた最も優れた飛行の成果に対して授与されるものであって、その個人の名誉を表わすと共に世界各国のパイロットから同等の尊敬と待遇を受けるものである。

この記章のデザインと各技能基準は FAI ハンググライディング委員会 (CIVL) の立案・審議により、FAI スポーツ規程第 7 編のハンググライダー編に定めてあり、FAI に加盟している世界各国の何処でも同一の基準で獲得することができる。

規程の要旨

1. ハンググライダーに関する「FAI スポーツ規程による定義」が示されており、これは、このスポーツの存在の根幹を成すものである。
2. この FAI 技能記章は、「ハンググライダー・クラス 1 及びクラス 2・4」に対し（クラス 5 はクラス 2 に含まれる）「FAI デルタ記章」の銅章、銀章、金章、ダイヤモンド章を、また「ハンググライダー・クラス 3（パラグライダー）」に対し、「FAI パラグライディング記章」「FAI アクセラシー記章」の銅章、銀章、金章、ダイヤモンド章が授与される。
3. 各記章を授与されるためには、記章ごとに達成すべきいくつかの飛行科目が定められており、その飛行科目を達成するごとに飛行成績証明書を取得できる。この各記章が必要とする「各飛行科目の飛行成績証明書」に基づいて記章交付の申請を行うことができる。
(FAI 各国で発行された飛行成績証明は各国で有効である)

4. 各飛行科目を達成したことの証明には、すべて公式立会人の証明が必要であり、通常は「FAI 技能記章検定員」がおこなう。

アキュラシー部門においてはFAI 公認大会の成績を飛行の証明とする

5. 飛行の証拠として必要手続き及び必要書式等はすべて規程で定められている。尚、局地的に行われる滞空時間飛行や監視が継続している環境を除いて、銀章&金章及びダイヤモンド章高度 飛行においては自記高度記録計（以下、バログラフという）又は認可済みフライトレコーダー（以下、GPS）を使用しなければならない。

また、飛行距離は、例外を除きすべて「大圏コースの距離」により計算される。

6. 飛行成績は、達成された飛行の成果があれば申請できる。ただし飛行成績が達成されても、そのパイロットが48時間以内に死亡するとすべての成績は無効となる。

7. このFAI 技能記章及びこの飛行成績証明書を取得するためには、それぞれのパイロット技能証とクロスカントリー技能証及びフライヤー会員登録証が必要である。ただし、FAI スポーティング・ライセンスを所有する必要はない。

（注：日本記録挑戦飛行などの場合は予め必要となる）

検定の開催

FAI 技能記章を得るためには下記の条件を満足さなければならない。

1. 「FAI 技能記章検定員」が立ち会うこと。飛行の証拠として、必要手続き及び必要書式等は、すべて規程で定められている。尚、局地的に行われる滞空時間飛行や監視が継続している環境を除いて、銀章&金章及びダイヤモンド高度飛行においては、バログラフやGPSを使用しなければならない。また、飛行距離は例外を除き、すべて「大圏コースの距離」により計算される。

アキュラシー部門においてはFAI 公認大会の成績を飛行の証明とする。

2. 飛行成績は、達成された飛行の成果があれば申請できる。ただし、飛行成績が達成されても、そのパイロットが48時間以内に死亡するとすべての成績は無効になる。

3. バログラフ又はGPSは認定されていなければならない。

①FAI スポーツ規程に登録されたものでなければならない。

②JHF 指定の検定機関で精度証明を受けたものでなければならない。

③JHF に登録手続きが完了したものでなければならない。

記章基準

クラス 1 & 2 (5を含む)・4 (ハンググライダー)

国際記章証明

- 1 : FAI デルタ銅章 (ブロンズ)
- 2 : FAI デルタ銀章 (シルバー)
- 3 : FAI デルタ金章 (ゴールド)
- 4 : FAI デルタ・ダイヤモンド 300 km目的地距離章
- 5 : FAI デルタ・ダイヤモンド 3000m 獲得高度章
- 6 : FAI デルタ・ダイヤモンド 300 km目的地往復/三角コース距離章

飛行成績証明

	飛行成績証明	滞空時間	獲得高度	飛行距離	目的地距離	目的地往復/三角	備考
1	デルタ銅章*	1.5 時間	500m	30km	—	—	左記のいずれか
2	デルタ銀章	3 時間	1000m	100km	—	—	左記の全て
3	デルタ金章	5 時間	2000m	150km	—	—	左記の全て
4	デルタ・ダイヤモンド 300km 目的地	—	—	—	300km	—	—
5	デルタ・ダイヤモンド 3000m 獲得高度	—	3000m	—	—	—	—
6	デルタ・ダイヤモンド 300km 目的地往復/三角コース距離	—	—	—	—	300km	—

4. 5. 6 デルタ・ダイヤモンド章は個別記録記章

4は直線距離または3箇所を経由した合計距離

6は往復または三角コースの距離

(註：*印の付いた「飛行成績証明書」は、原則として交付しない。(国際記章証明を交付する)

クラス 3 (パラグライダー)

国際記章証明

- 1 : FAI パラグライディング銅章 (ブロンズ)
- 2 : FAI パラグライディング銀章 (シルバー)
- 3 : FAI パラグライディング金章 (ゴールド)
- 4 : FAI パラグライディング・ダイヤモンド 200 km目的地距離章
- 5 : FAI パラグライディング・ダイヤモンド 3000m 獲得高度章
- 6 : FAI パラグライディング・ダイヤモンド 200km 目的地往復／三角コース距離章

飛行成績証明

	飛行成績証明	滞空時間	獲得高度	飛行距離	目的地距離	目的地往復／三角	備考
1	P 銅章*	1.5 時間	500m	30km	—	—	左記のいずれか
2	P 銀章	3 時間	1000m	75km	—	—	左記の全て
3	P 金章	5 時間	2000m	125km	—	—	左記の全て
4	P・ダイヤモンド 200km 目的地距離章	—	—	—	200km	—	—
5	P・ダイヤモンド 3000m 獲得高度章	—	3000m	—	—	—	—
6	P・ダイヤモンド 200km 目的地往復／三角コース距離章	—	—	—	—	200km	—

P : パラグライディング

4. 5. 6 パラグライディング・ダイヤモンド章は個別記録記章

4は直線距離または3箇所を経由した合計距離

6は往復または三角コースの距離

(註：*印の付いた「飛行成績証明書」は、原則として交付しない。(国際記章証明を交付する))

クラス 3 (パラグライダーアキュラシー)

国際記章証明

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1 : FAI アキュラシー銅章 | 1m 以内の記録を 4 本連続 |
| 2 : FAI アキュラシー銀章 | 4 本連続のトータルが 1m 以内 |
| 3 : FAI アキュラシー金章 | 10cm 以内の記録を 4 本連続 |
| 4 : FAI アキュラシー・ダイヤモンド章 | 4 本連続のトータルが 10cm 以内 |

飛行成績証明

- 1 : FAI アクキュラシー銅章
- 2 : FAI アクキュラシー銀章
- 3 : FAI アクキュラシー金章
- 4 : FAI アクキュラシー・ダイヤモンド章

附 則

1. FAI スポーツ規程が改正されたときは、その規程に従い改正されるものとする。

2. (実施の時期)

この規程の一部改正（規程の要旨 2、5、7、検定の開催・記章基準・クラス 1・2、飛行成績証明・1 : デルタ銅章、2 : パラグライダー（旧イーグル）銀章、7・FAI 技能記章検定試験・7-1-1) FAI パラグライダー（旧イーグル）記章の a)）は、2003 年 4 月 12 日から実施する。

3. 改定 この規程の一部改正 アクキュラシー部門は 2015 年 2 月 2 日から実施するが、飛行記録の申請対象は 2012 年 5 月 1 日以降の飛行とする。